政　令

森林法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百十三号

森林法施行令の一部を改正する政令

内閣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項及び第三十三条第五項（同条第六項（同法第三十三条の三において準用する場合を含む。）並びに同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

（開発行為の規模）

第二条の三　法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

一　専ら道路の新設又は改築を目的とする行為　当該行為に係る土地の面積一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部分又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートル

二　太陽光発電設備の設置を目的とする行為　当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール

三　前二号に掲げる行為以外の行為　当該行為に係る土地の面積一ヘクタール

別表第二の第三号(一)中「苗」の下に「（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

省　令

○厚生労働省令第百三十二号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三十八条の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（権限の委任） **第十四条**　法第三十八条第一項の規定により、法第十二条の二第一項、第十二条の三（第十二条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の四（第十二条の六第三項及び第十二条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の五（第十二条の六第三項及び第十二条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の七、第十二条の八第一項、第十二条の九、第十四条第一項、第十六条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（法第十八条第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。 2　法第三十八条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。	（権限の委任） **第十四条**　法第三十八条第一項の規定により、法第十八条第二項（法第十八条第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。 （新設）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医師の届出） **第三条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　診断した新型コロナウイルス感染症の患者（六十五歳未満の者に限り、妊婦を除く。）について入院又は当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤（厚生労働大臣が定めるものに限る。）若しくは酸素の投与を要しないと認められる場合	（医師の届出） **第三条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設）